

第207期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

シキボウ株式会社

「事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.shikibo.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知しております。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員・幹部社員およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行っております。
- (3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図っております。
- (4) 当社は、内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定めております。
- (5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、前(3)で取り決めた内部統制システムおよび前(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体としております。
- (6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行っております。
- (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図っております。
- (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努めております。

3. 当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議により業務執行状況の把握に努めておりま

す。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じております。

- (2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとしております。
- (3) 前(1)および(2)の損失の危機の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築しております。

4. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定しております。
- (2) 当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定めております。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに従った適法かつ円滑な運営を図っております。
- (3) シキボウグループ子会社各社において、各社の取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定めております。
- (4) 当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて、必要な社内規程を定め、その体制を整えております。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、シキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定めております。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社の重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとしております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- (1) 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあたっております。

- (2) 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。
 - (3) 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承をえることとしております。
7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。
 - (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査等委員会に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととしております。
 - (3) 当社は、内部通報窓口への通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知しております。
 - (4) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。
 - (5) 当社の監査等委員会は、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとしております。
 - (6) 当社は、当社の監査等委員がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会は18回開催され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ②監査等委員会は16回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督いたしました。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。
- ③監査等委員は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に閲覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。
- ④当社では、独立性・客観性を担保するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しており、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しています。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,336	977	7,946	△ 1,240	19,020
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 434		△ 434
土地再評価差額金の取崩			5		5
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			961		961
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	3	3
連結子会社株式の取得による持分の増減		△ 3			△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 3	533	2	532
当 期 末 残 高	11,336	974	8,479	△ 1,237	19,552

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	137	△ 19	13,681	△ 1,355	△ 362	12,081	1,359	32,460
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 434
土地再評価差額金の取崩			△ 5			△ 5		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								961
自 己 株 式 の 取 得								△ 0
自 己 株 式 の 処 分								3
連結子会社株式の取得による持分の増減								△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 131	6	-	△ 21	△ 175	△ 322	△ 115	△ 438
当 期 変 動 額 合 計	△ 131	6	△ 5	△ 21	△ 175	△ 328	△ 115	88
当 期 末 残 高	6	△ 13	13,675	△ 1,376	△ 538	11,753	1,243	32,549

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は26社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンパス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社マーメイドアパレルおよび株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社26社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社、上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷島工業織物（無錫）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司および敷紡（香港）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産およびのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に

充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。

④ 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	32,458百万円
建物等	11,991
預金（質権）	792
その他（投資その他の資産）	142
計	45,385
うち工場財団	(11,376)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	15,057百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	3,933
計	18,991

なお、「預り敷金保証金」は上記金額であります。金融商品に関する会計基準の適用により、一部保証金については長期前受収益として認識しているため、連結貸借対照表の金額と一致しておりません。

また、その他（投資その他の資産）10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 58,695百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である新内外綿株式会社において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

当社 2000年3月31日

連結子会社1社 2001年3月25日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

14,178百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 13百万円

5. 受取手形割引高 43百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首	増加	減少	当連結会計年度 期 末
普通株式	11,810,829株	—	—	11,810,829株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 期末
普通株式	1,027,097株	733株	3,243株	1,024,587株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首に83,862株、当連結会計年度期末に80,622株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 733株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託からの株式の給付による減少 3,240株

単元未満株式の買増請求による減少 3株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	434百万円	40.0円	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	434百万円	40.0円	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金(電子記録債権を含む)は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金であり、市場価格の変動リスクはほとんどないと判断しております。また、投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で14年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経営管理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握さ

れた為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,520	6,520	—
(2) 受取手形及び売掛金 (電子記録債権を含む) 貸倒引当金（※1）	8,898 △13		
	8,884	8,884	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	597	597	—
資 産 計	16,003	16,003	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,086	4,086	—
(2) 短期借入金	5,870	5,870	—
(3) 社債（1年内償還社債含む）	4,530	4,526	△3
(4) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	16,559	16,538	△21
負 債 計	31,047	31,022	△24
デリバティブ取引（※2）	△20	△20	—

（※1） 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金 ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 ならびに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（１年内償還社債含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（１年内返済長期借入金含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金ならびに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。（上記資産(2)および負債(1)参照）

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記負債(4)参照）

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※１）	167
敷金及び保証金（負債）（※２）	3,294

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※２） 敷金及び保証金（負債）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
賃貸等不動産	31,301	28,732

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,902円35銭

1株当たり当期純利益 89円18銭

(注) 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度は80,622株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度は81,619株であります。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

1. 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付す

る株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

本制度の導入に伴い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が、当社株式925,000株を取得しております。なお、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、86百万円及び80,622株であります。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金計 合		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	11,336	977	977	407	4,920	5,328	△ 1,240	16,401
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△ 434	△ 434		△ 434
利 益 準 備 金 の 積 立				43	△ 43			-
土地再評価差額金の取崩					5	5		5
当 期 純 利 益					716	716		716
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分						△0	△0	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計				43	244	288	2	290
当 期 末 残 高	11,336	977	977	451	5,165	5,616	△ 1,237	16,692

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	49	△ 19	12,661	12,692	29,094
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 434
利 益 準 備 金 の 積 立					-
土地再評価差額金の取崩			△ 5	△ 5	-
当 期 純 利 益					716
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△ 58	1		△ 57	△ 57
当 期 変 動 額 合 計	△ 58	1	△ 5	△ 63	227
当 期 末 残 高	△ 9	△ 17	12,655	12,628	29,321

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	26,625百万円
建物等	11,139
預金（質権）	792
計	38,557
うち工場財団	(6,178)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,866百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	3,933
計	18,800

なお、「預り敷金保証金」は上記金額であります。金融商品に関する会計基準の適用により、一部保証金については長期前受収益として認識しているため、貸借対照表上の金額と一致していません。

また、その他（投資その他の資産）10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,669百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 保証債務

下記の会社の借入金および営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドスポーツ	82百万円
株式会社マーメイドテキスタイル	18
インダストリーインドネシア	
計	100

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,248百万円
(2) 短期金銭債務	2,718百万円
(3) 長期金銭債権	一百万円
(4) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,667百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 7,202百万円

仕入高 5,184百万円

その他 465百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 205百万円

営業外費用 238百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	1,027,097株	733株	3,243株	1,024,587株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当事業年度期首に83,862株、当事業年度期末に80,622株含まれています。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 733株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託からの株式の給付による減少 3,240株

単元未満株式の買増請求による減少 3株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	129百万円
退職給付引当金	1,514
有価証券評価損	1,858
その他	452
繰延税金資産小計	3,955
評価性引当額	△2,001
繰延税金資産合計	1,953

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	10百万円
繰延ヘッジ利益	3
繰延税金負債合計	13

繰延税金資産の純額 1,940

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金 (損)	242百万円
評価性引当額	△242
土地再評価差額金 (益)	5,924
再評価に係る繰延税金負債の純額	5,924

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	敷 島 カ ン バ ス 株 式 会 社	あり	当 社 製 品 の 販 売	当社製品の販売 (※1)	5,337	売掛金	1,410
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 江 南	あり	当 社 製 品 の 加 工	担保の受入 (※2)	3,356	—	—
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 堺	あり	当 社 製 品 の 加 工	担保の受入 (※2)	3,790	—	—
子会社	株式会社マーメイドスポーツ	あり	-	増資の引受	1,068	—	—

(注) 1. 上記の4子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(※2) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

4. 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップの方法により行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,718円42銭

1株当たり当期純利益 66円47銭

(注) 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度は80,622株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度は81,619株であります。